

令和4年6月 6日 開会

令和4年6月16日 閉会

令和4年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月6日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8
議第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議第37号について（提案説明・質疑・委員会付託）	10
報第1号について（提案説明・質疑）	15
散会	19
会議録署名議員	20

6月16日（木）

議事日程	21
議長及び出席議員	21
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	21
職務のために出席した者	21
開議	22
会議録署名者決定	22
一般質問	22
7番 碓井昭夫議員	22
8番 岩田讓治議員	26
4番 坂 悟議員	30

2番 渡邊裕光議員	3 2
1番 石原英一議員	3 4
3番 傍嶋邦博議員	3 7
特別委員会報告	4 2
議会改革特別委員会	4 2
常任委員会報告	4 2
民生文教常任委員会	4 3
総務産建常任委員会	4 3
議第37号について（討論・採決）	4 3
報第2号について（提案説明・質疑）	4 4
閉会	4 6
会議録署名議員	4 7

令和4年6月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和4年6月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第34号 専決処分の承認について
 専第3号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第4 議第35号 工事請負契約の締結について
日程第5 議第36号 財産の取得について
日程第6 議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第7 報第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子
10番 渡邊明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡田武史
教 育 長 青山桂子	調 整 監 水谷秀平
民生調整監 吉村 等	建設調整監 岡田 立
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平共美
福祉課長兼 安八温泉所長 坂 和 由	建設課長 河合 一
学校教育課長 小林洋臣	生涯学習課長兼 ハートピア安八館長 今村厚士
住民環境課長 神野千津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税務課長 梅村明広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 渡 邊 光 哲

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和4年第2回安八町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回安八町議会定例会を開催します。

これより本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、1番 石原英一君、2番 渡邊裕光君に指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの11日間とすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの関係ですが、全国的に第6波が今なお高い感染水準で推移しています。当町でも連日新規陽性者が確認され、自宅療養者が途絶することがない状態が続いております。改めて新型コロナウイルス、特に感染力の強いオミクロン株に対しての感染対策につきましては、引き続き徹底していただくよう御協力をお願いいたします。

そのような中、当町のワクチン接種につきましては、5月末での接種率は

73.3%、9,684人の方が接種を済まされています。中央公民館での集団接種は終了いたしました。5歳から11歳のお子さんを含む個別接種につきましては、町内の医療機関に御協力を得ながら引き続き行ってまいります。

また、60歳以上の高齢者や基礎疾患をお持ちの方への4回目のワクチン接種につきましては、今回補正予算をお認めいただきましたら、早急に接種体制を整え、希望される方に速やかに接種できるよう努めてまいります。

また、国では新たに新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されました。こうした国の動向に即し、当町といたしましても生活困窮者などへの生活支援事業に取り組むなど、的確に対応してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

本定例会には、専決処分の承認のほか請負契約の締結、財産の取得、令和4年度一般会計補正予算の計4議案を上程させていただきます。また、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告もさせていただきます。

個々の案件につきましては担当より説明をさせていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第3、議第34号 専決処分の承認についてを議題とします。提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 議案書の1ページをお開きください。

税務課より、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、説明をさせていただきます。

議第34号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和4年6月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

安八町税条例等の一部を改正する条例、以下は改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページのほう、御準備お願いをいたします。

安八町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表のまず第1条関係分でございます。

左列、改正前、右列が改正後になります。

第11条の4につきましては、固定資産税課税台帳記載事項証明書の交付等が行われる際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、その住所に代わり登記所から通知される事項を記載しなければならない新たな規定が設けられたものでございます。

中段の第26条につきましては、上場株式等の配当所得に係る課税方式等の見直しが行われ、所得税と個人町民税の課税方式を一致させる措置に伴い、改正をいたしました。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページの中段の第26条の8でございます。こちらにつきましては、寄附金税額控除の対象といたしました旧民法第34条法人、社団法人及び財団法人につきまして、移行期間終了から相当年数が経過しておりますので、当該規定を削除いたしました。

右側3ページに移っていただきまして、第26条の10でございます。

こちらにつきましては、先ほどの第26条と同様、課税方式等の見直しが行われたことによる改正でございます。

3ページ下段の28条の2、1枚はねていただきまして、4ページから5ページの28条の3につきましては、個人町民税の申告義務に係る配偶者特別控除額の参酌規定を所得税法から地方税法に改め、また地方税法等の一部改正に伴う項ずれ及び語句の改正をしております。

同じページの28条の3の2及び1枚めくっていただきました6ページの28条の3の3につきましては、公的年金等控除額の算定基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする改正が行われたことに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項について、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正を行っております。

下段の32条の6につきましては、地方税法等の一部改正に伴う項ずれの改正をいたしました。

7ページに移っていただきまして、中段の34条の7につきましては、省令改正に伴い、退職所得等の納入申告書に総務大臣が定めた様式を追加するものでございます。

その下の附則第6条の3につきましては、住宅借入等特別税額控除の適用期限を令和3年から令和7年まで4年延長するものでございます。

1枚はねて、8ページをお願いいたします。

附則第9条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置、わがまち特例について、貯留機能保全区域の指定を受けました土地を加え、また地方税法等の一部改正に伴う項ずれの改正をいたしました。

右側9ページです。

附則第9条の3につきましては、省エネ改修を行った固定資産税の減額措置について、現行の省エネ基準、これは平成28年基準ですが、それよりも以前の平成25年基準以前の住宅の改修までその対象が拡大されたことにより、改正をしております。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

中段、附則第11条につきましては、固定資産税の土地の負担調整措置につきまして、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%とする改正を行いました。

右側11ページ、附則第12条の3をお願いいたします。

令和3年度分の固定資産税額を算定するに当たり、特例措置が適用される土地について、令和4年改正前の法による特例措置、特例率を乗じることとする改正をいたしております。

1枚はねていただきまして、右側の附則13ページ、右側の附則第15条の3でございます。

こちらにつきましては、先ほどの第26条と同様、課税方式等の見直しが行われたことによる改正でございます。

最下段、附則第16条、こちらから14ページにかけてでございますが、こちらにつきましては、租税特別措置法の運用状況の削除が行われたことにより、改正をいたしております。

14ページ中段の附則第19条の2及び附則第19条の3につきましては、第26条と同様に、課税方式等の見直しが行われたことによる改正でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

附則第25条につきましては、所得税法の改正により、床面積要件について令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額1,000万円以下のものに限り、40平方メートルに緩和されたため、同様の規定である新築の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削除するものでございます。

右側17ページです。

17ページでは、第2条による改正でございます。

こちらは、令和3年条例第4号、安八町税条例等の一部を改正する条例について、このたびの地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税の改正を行ったものでございます。

それでは、議案書8ページに戻っていただきまして、附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

ただし、第1号の個人町民税に係る扶養親族申告書及び住宅借入等特別税額控除の改正は令和5年1月1日、第2号の個人町民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式等の改正は令和6年1月1日、第3号の固定資産税に係る記載事項証明書の改正は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日がそれぞれの施行日となります。

9ページから10ページにかけては、第2条から第4条までにつきましては、今回の改正に伴います経過措置を定めたものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり承認しました。

議長 日程第4、議第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第35号につきまして、議案の御説明を申し上げます。

議第35号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年6月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、堅割寺家線道路改良工事【第1工区】【繰越】。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、8,800万円。

4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町大森441番地、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内健造。

本工事は、中地内安八スマートインターチェンジ西部にある既存水路をスマートインターチェンジ周辺の工場団地造成計画に伴う雨水排水計画に対応させるとともに、周辺地域を豪雨時における浸水被害から守るため、水路断面を大型化して既存水路の排水能力、排水機能を向上させ、蓋つきの水路に改良するものでございます。

さらに、本水路と並行している町道堅割寺家線を併せて改良し、工場団地造成計画に対応した道路幅員9メートルを確保し、企業の進出しやすい環境を整え、もって防災機能の向上、町の発展につなげるものでございます。

本工事は、整備総延長約520メートルのうち、第1工区として県道間アクセス道路から南へ、名神高速道路までの区間約200メートルを整備し、今年度末、3月末の完成を予定しております。

以上、工事請負契約の締結に当たり、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

議長 日程第5、議第36号 財産の取得についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第36号につきまして御説明申し上げます。

議第36号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年6月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 財産の種類、投票用紙自動交付機8台、読取分類機1台、投票用紙計数機2台。

2. 取得の目的、投開票作業での新型コロナウイルス感染症対策のため。

3. 取得の方法、指名競争入札。

4. 取得価格、884万4,000円。

5. 取得の相手方、岐阜県大垣市築捨町5丁目69番地1、中部事務機株式会社大垣支店、代表取締役 辻慶一。

今回、選挙における新型コロナウイルス感染症対策として、投開票機器を購入するものであります。投票用紙自動交付機につきましては、期日前投票所や各投票所で使用する機器でございます。読取分類機につきましては、開票時における票数を分けるための機械でございます。投票用紙計数機につきましては、開票時における票数確認を行うための機器でございます。

本契約は、財産の取得に係る予定価格が700万円以上であることから、地方自治法や条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決しました。

議長 日程第6、議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第37号につきまして御説明申し上げます。

議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,961万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,961万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

17ページには歳入、18ページには歳出でございます。

いずれも補正前の額61億5,000万円から1億3,961万7,000円増額し、62億8,961万7,000円とするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

20ページの上から2段目、款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額474万5,000円につきましては、安八町牧地内の町道路線の廃止等により、町有地4筆分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払い下げに係る土地売買代金を補正するものでございます。

次に、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額446万9,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款、諸収入、項目とも雑入、補正額2,036万円のうち、総務課に関係いたします550万円は、岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費返還金でございます。これは、今年度安八町から県広域連合へ派遣された職員1名分の人件費返還金であります。

議長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 22ページをお願いいたします。

歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額573万円のうち、コミュニティバス運行経費62万4,000円、全て一般財源でございます。節区分、工事請負費62万4,000円は、高速バス専用駐車場に待合所を設置するための経費でございます。

続きまして、26ページをお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境衛生費、補正額487万8,000円。財源内訳として特定財源、県支出金487万8,000円です。これは、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金487万8,000円は、自ら居住する住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対する補助金でございます。

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額22万9,000円、全て一般財源でございます。節区分、委託料の業務委託22万9,000円は、月1回の地区収集日以外のペットボトル、その他のプラスチック製容器包装類の拠点回収実施のための経費でございます。

議長 ちょっとここで、先ほど総務課長の説明の中に一部瑕疵がありましたもの
ですから、再度説明していただきます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 先ほど歳入の関係のみを説明させていただきましたが、総務課分に係る
歳出の関係が抜けておりましたので、ここで再度説明をさせていただきたい
と思います。どうも申し訳ございませんでした。

22ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明させていただきます歳出のうち、22ページ以降、29ページま
での節区分、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係に
つきましては、令和4年4月の人事異動に伴います科目間の組替えが主な補
正内容で補正額の増減はございませんので、各科目間での御説明は省略をさ
せていただきます。

22ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、
増額の573万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支
出金の県支出金15万円は、岐阜県空家除却費支援事業補助金で、補助率2分
の1の総務費県補助金であります。次に、節区分、負担金、補助及び交付金
の補助金、増額の110万6,000円のうち、80万6,000円は、地区行政施行経費
で、今回町内地区からの地区集会所改修工事に対する地区集会所設置補助金
80万6,000円であります。残り30万円は空き家対策推進事業で、町内に所在
する家屋1棟分の除却支援に係る空家除却費支援事業補助金であります。

議長 引き続きまして、福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書は、23ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の1万円。財源内訳の特定財源はございません。節区分の負担金、補助及び交付金の負担金、減額の292万3,000円は、シルバー人材センターへの負担金で、人事異動により不要となった人件費を減額するものでございます。

続きまして、目、老人福祉費、補正額、増額の5,097万9,000円。財源内訳の特定財源、県支出金4,870万2,000円は、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金3,360万円及び介護施設等の施設開設準備経費支援等事業費補助金1,510万2,000円でございます。

1ページはねていただきまして、24ページの最上段の節区分、負担金、補助及び交付金の補助金4,870万2,000円は、高齢者認知症グループホームを整備する民間企業への補助金で、歳入歳出とも同額を町の一般会計を経由するものでございます。

続きまして、目、安八温泉費、補正額、減額の105万8,000円。財源内訳の特定財源はございません。この補正に係る運営経費ですが、人事異動により減少した職員1名分の人件費を給料等からそれぞれ減額し、代わりに会計年度任用職員1名を増員し、節区分の報酬等、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、25ページの中段をお願いします。

項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の740万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金740万円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事業費補助金600万円及び事務費補助金140万円でございます。国のコロナ対策により、低所得の子育て世帯への生活支援として児童1人当たり5万円を支給するものでございます。節区分の職員手当等28万円は事務処理に係る時間外勤務手当、需用費の消耗品費19万6,000円は事務用品代、印刷製本費18万円は封筒の印刷代、役務費の通信運搬費5万円は切手代、手数料5万円は口座振込手数料、委託料の業務委託64万4,000円はシステム対応経費、そして負担金、補助及び交付金の交付金600万円は、対象者120人分への給付金でございます。

続きまして、議案書1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたし

ます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の3,050万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金3,050万円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,150万4,000円並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金899万6,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費で、節区分の役務費155万円は、個別接種に係る国保連の事務手数料、委託料の業務委託2,895万円は、個別接種委託料の2,595万4,000円並びにコールセンター委託料299万6,000円でございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分です。

次ページ、27ページ上段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の886万2,000円。補正額の財源内訳で特定財源、元気な農業産地構造改革支援事業の県支出金662万2,000円とスマート農業技術導入支援事業の県支出金80万2,000円の合わせて742万4,000円でございます。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金で886万2,000円です。内容といたしましては、営農組織の2団体がおのおの導入する農業機械コンバイン購入に関して、県の事業、元気な農業産地構造改革支援事業、補助率4分の1に採択されたことにより、県補助分と既定での町補助分を合わせて補助を行うものでございます。

また、それと営農組織の1団体が導入をいたします農業機械、田植機購入に関して、県の事業、スマート農業技術導入支援事業、補助率3分の1に採択され、町の補助分を合わせて補助するものでございます。

続きまして、目、畜産業費、補正額、増額の598万9,000円。財源内訳で特定財源、強い畜産構造改革支援事業の県支出金598万9,000円です。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金598万9,000円です。内容といたしまして、畜産事業者が設備する畜産施設、飼料用米倉庫設備及び乾燥機設置に関して、県の事業、強い畜産構造改革支援事業、補助率3分の1に採択されたことにより、県補助分を補助するものでございます。

議長 生涯学習課長兼ハートピア安八館長 今村厚士君。

生涯学習課長兼ハートピア安八館長 続きまして、生涯学習課分を御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、議案書のほう29ページの下段をお願いいたします。

款、教育費、項、保健体育費、目、保健体育施設費、補正額、増額の3,135万円。財源内訳の特定財源、その他、繰入金500万円につきましては、ふるさと基金からの繰入金でございます。諸収入1,486万円につきましては、スポーツ振興くじ助成金でございます。こちらにつきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから、スポーツ振興くじ助成金の交付内定によるものでございます。節区分、工事請負費3,135万円につきましては、町のテニスコート4面の人工芝張替え工事に伴う工事費と日よけ、またベンチ設置に係る費用でございます。

以上、議第37号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は各常任委員会で審議したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第37号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、報第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

報第1号につきまして御説明申し上げます。

報第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和4年6月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

表の最上段、款、総務費、項、総務管理費、事業名、本庁舎管理経費は、庁舎耐震改修の設計業務を行うものであります。翌年度繰越額が1,244万円で、財源は全て一般財源であります。

次の2段目、事業名、行政デジタル化推進経費は、職員が使用する端末パソコンの再設定作業を行うものであります。翌年度繰越額が945万7,000円で、財源は全て一般財源であります。

次の3段目、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳事務経費は、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化に係るシステム改修を行うものであります。翌年度繰越額が311万9,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金311万9,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

次の4番目、款、民生費、項、社会福祉費、事業名、非課税世帯への臨時特別給付金給付事業は、住民税の非課税世帯を支援するため、令和4年度分の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するという国の経済対策、コロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合緊急対策事業を繰り越すものであります。翌年度繰越額が1,700万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,700万円は、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金1,390万円と同事業の事務費補助金310万円であります。

次の5段目、項、児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、低所得者の子育て世帯を支援するため、18歳以下のお子さん1人に対し、1人当たり10万円を給付するという子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を繰り越すものであります。翌年度繰越額が121万円で、財源内訳

の未収入特定財源として、国県支出金121万円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金120万円と同事業の事務費補助金1万円であります。

次の6段目、事業名、こども園保育経費は、こども園における新型コロナウイルス感染対策のため、空気清浄機が必要でありますので、その備品購入に係る経費であります。翌年度繰越額が385万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金150万円は、国のコロナ交付金で、残り一般財源235万円であります。

次の7段目、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業は、北今ヶ淵地内の農道整備に係る事業であります。翌年度繰越額が2,231万9,000円で、財源は全て一般財源であります。

次の8段目、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、3つの事業を繰り越すものであります。

1つ目が町内の3路線、西結、大明神、中須地内の舗装補修に係る工事費に5,000万円、2つ目が町内の町内一円の路面標示を行うための工事費に1,000万円、3つ目が牧地内の橋梁補修費に974万2,000円であります。翌年度繰越額が6,974万2,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金3,310万7,000円は、防災・安全社会資本整備交付金が3,000万円と道路メンテナンス事業費補助金310万7,000円であります。地方債2,500万円は、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債で、残り一般財源1,163万5,000円であります。

次の9段目、事業名、道路新設改良事業は、町内2路線、森部、中須地内の道路測量・設計業務委託に4,000万円、町内2路線、北今ヶ淵、中須地内の道路改良工事費に5,000万円、中須地内の1路線に係る公有財産購入費に1,000万円、その他3,970万3,000円は、町内4路線の歩道設置及び通学路対策に係る道路新設改良工事費であります。翌年度繰越額が1億3,970万9,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金7,594万6,000円は、防災・安全社会資本整備交付金であります。地方債4,500万円は、公共事業等債で、残り一般財源1,876万3,000円であります。

次の10段目、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、中地内における工専区域内における3路線に係る道路改良工事費に1億3,600万円。工事に伴います電柱支障移転の補償費に400万円であります。翌年度

繰越額が1億4,000万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金7,000万円は、社会資本整備総合交付金で、地方債7,000万円は、公共事業等債であります。

次の11段目、款項とも消防費、事業名、防災事務経費は、2つの事業を繰り越しております。1つ目が名神高速道路の盛土のり面を利用した一時避難所設置工事や南條地内の旧南條保育園の老朽化対策に係る避難所等設備整備工事に2,857万円。2つ目が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者で自宅療養を余儀なくされている世帯に対し、療養生活に専念できるための食料、日用品などの生活必需品を提供するための自宅療養者等母子支援事業に293万円であります。翌年度繰越額が3,150万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,476万円は、工事請負費に充当する防災・安全社会資本整備交付金が1,376万円と支援物資事業に充当する交付金が100万円で、残り一般財源1,674万円であります。

次の12段目、款、教育費、項、教育総務費、事業名、放課後児童クラブ開設事業は、放課後児童クラブ名森教室の屋外トイレの新設工事が令和3年度内完成が困難でありましたので、繰越しをお願いするものであります。翌年度繰越額が1,826万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,329万4,000円はコロナ交付金で、残り一般財源496万6,000円であります。

次の13段目、項、小学校費、事業名、小学校備品購入経費は、小学校における新型コロナウイルス感染対策のため、空気清浄機が必要でありますので、その備品購入に係る経費であります。翌年度繰越額が104万8,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金100万円はコロナ交付金で、残り一般財源4万8,000円であります。

最後ですが、項、社会教育費、事業名、ハートピア安八管理経費は、館内にあるエントランスホール、図書館、歴史民俗資料館の空調設備が故障しており、その更新に係る工事費であります。翌年度繰越額が2,970万円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金2,500万円はコロナ交付金で、残り一般財源470万円であります。

以上、令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月7日から6月15日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、6月7日から6月15日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午前10時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月6日

議 長 大 平 文 雄

議 員 石 原 英 一

議 員 渡 邊 裕 光

令和4年6月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和4年6月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 特別委員会報告
日程第4 常任委員会報告
日程第5 議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第6 報第2号 令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子
10番 渡邊明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田武史
教育長 青山桂子	調整監 水谷秀平
民生調整監 吉村 等	建設調整監 岡田 立
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平 共 美
福祉課長兼 安八温泉所長 坂 和 由	建設課長 河合 一
学校教育課長 小林洋臣	生涯学習課長兼 ハートピア安八館長 今村厚士
住民環境課長 神野千津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税務課長 梅村明広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田中 弓	書記 宇佐見 かおる
書記 土岐 寿 徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和4年第2回安八町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、本日も議会改革特別委員会委員長より、試験的に議場内の撮影の申出がありましたので、これを許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付していただいておりますとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、3番 傍嶋邦博君、4番 坂悟君に指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告において発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回目までといたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一般質問を開始させていただきます。

まず、7番 碓井昭夫君。

7番 おはようございます。

議長さんのほうから発言の了解が出ましたので、私のほうから質問をさせていただきます。

私、議員になってから初めてのトップバッターでございます。今震えが来ております。そういう意味で、お手柔らかにお願いしたいと思います。

私のほうから、どうする人口減少・少子化対策についての質問をさせていただきます。

2020年の国勢調査では、日本の人口は5年前から約95万人減少し、現在1億2,614万人と報告をされております。我が安八町では約400人減少して、資

料がつけてございますから見ていただきたいと思いますけど、資料2ページの図を見ていただければありがたいですけど、1万4,355人となっています。この状況が推移しますと、今から25年後の2045年には、資料6ページを御覧ください。1万467人ほどになることが予想されております。

反面、高齢者の人数は、資料7ページに書いてございますように、4,072人と全体の約39%を占めるようになります。それに引き換え、15歳から64歳の逆に働き盛りの住民でございますけど、5,148人ということで全体の49%、50%を切っております。こういうことで、非常に高齢者の数と働き盛りの数が拮抗しております。また、14歳までの子供の人数は1,247人で全体の12%にとどまっておるのが現状です。ますます高齢化社会に対する不安は高まるばかりでございます。

人口減少対策は、どこの地域も同じ悩みを抱えて様々な対策を実施しておりますが、実績はあまり上がっておらないのが現状であります。人口減少対策として福井県では、元気な子ども・子育て応援計画として3つほどのことが実施されております。1つは保育サービスの充実、3人っ子応援プロジェクト、父親の子育て支援等に取り組んでおります。

また、長野県の下條村、これは私どもも視察にお邪魔したところでございますけど、子育て支援と徹底したコストカット対策が実施されております。

我々の近隣地域では、瑞穂市の人口が増加しています。なぜなのか。同市の総合戦略を添付しておきましたので、後ほど御参照いただければありがたいと思います。

我が愛する安八町も様々な活動がなされていることは理解をしておりますが、他地域に比べて同じような活動ではスピード感・見える感を感じることができません。少しでも人口減少対策に歯止めをかけるためには、他地域に先駆けての斬新な活動と行動が住民増加の急務と考えます。

安八住民の意見を参考にしますと、約60%以上の方が、安八町はまあまあ住みやすいと答えておるのも現状でございます。人口減少につながるプラス材料とはなっておりませんが、全体の株はそういうふうで、60%の方がまあ住みよいところやということが分かります。

どのような行動をするのが得策なのか、担当者の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 碓井昭夫議員の御質問、どうする人口減少・少子化対策についてお答えをさせていただきます。

人口減少は議員が懸念されるとおり、全国的にも非常に深刻な問題でございます。各自治体がそれぞれ工夫を凝らした施策を講じております。当町でも、令和2年の国勢調査では人口1万4,355人、前回の平成27年調査に比べ約400人、2.7%減少という結果となっております。自然減はもとより、社会減、いわゆる転出が多い傾向となっております。

これまで人口減少に歯止めをかけるため、また定住人口を増やすために子育て支援施策を含め、住みよい魅力あるまちづくりを目指し、いろいろと取り組んでまいりました。

子育て支援の関係で、こども園では保護者の勤務形態の多様化に対応すべく、延長保育や土曜日保育、一時保育を実施しております。給食の米飯も、町から提供する形に変えております。出産祝い金制度も、対象をこれまでの第3子以降からを全出生児へと拡大しております。高校生世代の医療費助成も、子育て支援の一環として取り入れております。また、出産、育児に関する不安や悩み事などへのサポート体制として子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援センターを設置しております。

定住人口増加施策としましては、住宅の確保の面で、定住促進住宅取得助成金制度や空き家バンク制度を創設いたしました。

主要駅へのアクセスを向上させるため、民間バス事業者と連携して穂積駅やスマートインターチェンジを活用し、名古屋駅へ乗り入れる路線を開設しております。

また、最重要施策と位置づけておりますが、まちの活性化、雇用の場を確保、拡充させるため、スマートインターチェンジ周辺を中心に企業誘致を進めているところでございます。

いずれの施策も現段階では効果が見えづらいところもございますが、引き続き積極的に推進してまいります。

ただいま第六次総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進め

ており、新たな施策についてもいろいろと検討・精査しているところでございます。

人口問題は一朝一夕で解決できるものではありませんし、行政に課せられた永遠の課題でもあると思っております。第六次総合計画策定に向けてのアンケート調査で住民の皆様からの御意見もお聞かせいただきながら、施策を具体化していき、早期に実効性が向上するよう、持続可能で魅力あるまち、住みよいまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。

以上、碓井昭夫議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7番 ありがとうございます。

先ほど御説明がございましたように、人口減少対策はどここの地域も同じ問題を抱えているということでございます。我が安八町も、先ほど報告がありましたように、子育て事業をはじめ、出産祝い金とかいろいろな活動をされていることは承知をしております。それでも、町が魅力がないのかどうかは分かりませんが、人口の増加にはつながっておらないのが現状ではないかと私は考えております。非常に悲しい、お隣の瑞穂はああいう形で増えているということからすると、何かが足らんのじゃないかなという感覚があります。

将来、今ここにお見えになります40代、50代の方が後期高齢者を迎える75歳ぐらいになりますと、先ほど言いましたように、働く人と年金をもらう方が同じぐらいの比率になって拮抗してくるということになると、本当に25年後どのようなになっているのか、日本の国はどうなっていくのか、ちょっと心配というか、私はちょうど100歳ぐらいになりますもんですから、100歳になったときにもう一回質問ができる機会があればありがたいなと思っておりますけれども、それぐらい不安な未来になっていくんじゃないかと思えます。

今行っている制度が魅力がないのか、それとも宣伝が悪いのか、地域的に魅力がないのか、様々なことが考えられましたが、いろいろまたプロジェクトなんかをつくっていただいて、どういう形で安八町の将来をつくっていくのか。私は安八が好きでございますから、どうかつまづま安八町の名前が消えないような形で運営をしていただければありがたいというふうに思います。

もちろん国のほうの施策も大事でございますから、国のほうにもそういうことに対していろいろやってくれると思いますけれども、地方は地方でやるべきことがあるんじゃないかというふうに思いますから、ひとつよろしくさらなる御努力をお願いして質問とさせていただきます。ありがとうございます。答弁は要りません。

議長 次に参ります。

8番 岩田讓治君。

8番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、こども園、小・中学校の熱中症対策のことについて質問をさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵略により、命の大切さ教育が以前よりさらに強く叫ばれている昨今、保育・学校現場の命の大切さの一つとして熱中症教育・対策もこれからの時期重要なポイントでございます。

気候変動によりまして、今年の夏は全国的に平年より暑くなるという予想がされております。気温が30度を超える日や猛暑日が増加するなど、夏季の暑熱環境は厳しくなる一方でございます。その上、コロナ対応が求められる中で、現場では熱中症に対する警戒がより一層必要になります。

さて、当町の昨年の熱中症の発生状況は、こども園、小・中学校での救急搬送はゼロ件でございました。しかし、園内、あるいは学校内での対応は17件。内訳を申し上げますと、こども園ゼロ件、中学校17件、小学校は不明でございました。今年はより一層の強い予防・対応が望まれるところでございます。成長期の子供は、体重当たりの皮膚や呼吸から失われる水分が大人に比べて多く、汗をかく機能や腎臓の機能が未熟で脱水症になりやすいので、要注意でございます。

幸いにして、当町のこども園、小・中学校の教室にはエアコンが完備されて、室内での遊びや学びには大きな問題は少ないと思われれます。しかし、問題は、体育館や屋外授業、行事、部活動でございます。熱中症の正しい知識、もし発生したときの対処方法、子供たちのふだんからの健康状況などを全関係者で情報共有し、実施できる体制はできているのでしょうか。

その上で、猛暑日の屋外活動はもはや論外であるとわきまえ、即刻中止すること。子供たちにいつでも水分補給のできる環境を整えることを徹底して

いただきたい。あえて言うならば、学習空間は暑熱環境、例えば校舎の屋根、壁、廊下や通路に遮熱塗料・断熱材を使用し、温度を下げる工夫、緑のカーテン、スプリンクラーの利用の打ち水対策、熱中症計による暑さ指数の表示など、できる限りの対応が重要でございます。

一方、熱中症対策としての資機材、例えば大型扇風機、スポットクーラー、熱中症計、経口補水液などの保有状況がこども園、学校ごとでばらばらでございます。偏りのない設置がなぜできていないのでしょうか。また、2年前に購入した災害用の大型冷風機が倉庫にあるようでございます。体育館等で使えないのでしょうか。寄附された冷水機も有効に使いたいものです。

「子供は町の宝」に偽りのない行動を望みます。いま一度総点検をして、この夏の熱中症に対応していただきたいと思います。教育長、そして福祉課長の答弁を求めます。以上です。

議長 教育長 青山桂子さん。

教育長 岩田譲治議員の熱中症のリスク軽減をについてお答えします。

熱中症予防については、重要な危機管理の一つとして捉え、熱中症環境保健マニュアル2022に沿って職員研修を実施し、熱中症の未然防止について、以下の4点を共通理解しています。

1つ目は、児童・生徒の体調管理です。寝不足や朝食を食べていないときに熱中症が起こりやすくなります。朝の会や外での活動の前には健康観察をより丁寧に行い、体調の悪いときには無理をさせないようにしています。

2つ目は、適切な室内環境の整備です。部屋の気温が28度を超えたときには冷房を適切に使い、室温を25度から27度に保っています。

3つ目は、外での活動の判断です。熱中症測定器を使って外で活動する前に暑さ指数を必ず測定しています。その測定の数値が危険レベルを超えたときには、外での活動を中止して室内の活動に切り替えています。プールでの学習も熱中症指数に従い、活動できるかどうかを判断しています。なお、夏休みのプール開放については、コロナ禍であり密集が避けられないのと熱中症の危険が高いため、今年度も中止の予定をしております。

4つ目は、小まめな水分補給です。各自持参している水筒から必要なときにはいつでも水分補給するようにしています。中学校では、寄附された冷水機を有効に活用しています。その際、コロナ対策として自分のコップを使っ

て冷たい水をくんで飲むようにしています。

なお、熱中症の症状が見られた場合の対応策についても研修を行っています。熱中症の症状が見られた場合には、すぐにエアコンが効いた保健室等で児童・生徒を休ませ、体を冷やし、常備している経口補水液で水分補給をします。状況によっては、ちゅうちょすることなく救急車を要請し、病院に搬送する措置を取り、大切な命を守り抜けるように共通理解しています。

次に、熱中症対策資機材についてです。

体育館で使用する大型扇風機は、学校の各種予算で購入しているため、各校の配置状況に違いが出ており、現在結小中学校に配置できていません。子供たちが安全に活動できるように予算の見直しを行い、購入していく予定でございます。災害用の大型冷風機、スポットクーラーは災害のないときでも熱中症対策の一つとして体育館で有効に活用できるようにしています。現在、町内には使用していないスポットクーラーもありますので、各校へ数台配置できるように総務課と連携を図っております。

また、議員提案の屋根や壁などへの遮熱塗料や断熱材の使用については、予算の確保が必要なため、校舎の大規模改修時に検討したいと考えております。

最後に、熱中症予防教育についてです。

子供たち自身が考えて行動することで、熱中症リスクを軽減することもできます。そのため、登下校では必要に応じて日傘やネッククーラーの使用もできるようにしています。また、熱中症指数を子供たちのよく見える場所に掲示して、その指数に合わせて自分で考えて工夫して活動できる、そんな子を目指し、熱中症の未然防止に努めています。

今年も暑い夏になることが予想されていますが、大切な子供たちを熱中症から守り抜くことができるように学校と連携し、十分な対応を図ってまいります。

以上、岩田譲治議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、こども園における対応についてお答えをいたします。

福祉課では、小・中学校と同様の環境省の熱中症環境保健マニュアル2022

度版をこども園へ配付し、職員に対して熱中症に関する基礎知識の向上に努めておるところでございます。

そして、こども園では熱中症対策として、次の3つのことを実施しております。

1つ目は、園児の登園後、体温測定と表情を観察し、子供の体調管理を行っております。

2つ目は、室温が27度を超えた場合に冷房を入れようとしております。

3つ目は、環境省のホームページで公表されている暑さ指数が5段階中の危険または嚴重警戒の高いレベルになると予測される場合に、外での遊びやプールなどの活動を中止しております。

もし園児に熱中症の症状が見られた場合は、保護者へ連絡し、こども園に到着する間、保育士とこども園に1名配置しております看護師が共になって水分補給をしたり、涼しい部屋で休ませるなどの応急処置を取る体制を取っております。

さて、議員提案の屋根や壁への遮熱塗料や断熱材につきましては、予算の確保が必要なため、大規模な施設改修時に検討したいと考えております。

また、緑のカーテン等につきましては、保育室から外が見えにくくなると園児の安全確保が不十分になってしまい、そのため設置については慎重に検討したいと考えております。

したがって、こども園につきましては、熱中症対策に素早く対応できるものから順次実施していきたいと考えております。それは園児の安全と健康管理に活用するため、熱中症測定器を全園に整備するほか、脱水症対策として経口補水液OS-1などを常備してまいります。

園児の中には、まだ体温調整がうまくいかない子もいます。熱中症のリスクをいま一度職員の中で再確認して、全職員で熱中症対策に当たってまいりたいと考えております。

以上、岩田讓治議員のこども園に関する質問の答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 どうもありがとうございました。

命に関わる大切なことでございます。ほかのことを最優先して取り組んで

いただきたい、そんなふうに思います。

また、具体的な対応はほかの市町村とも十分に御協議いただきまして情報を取っていただきまして、参考になるようなことがあれば、即刻取り入れて対応をしていただきたい、そんなふうに思うわけでございます。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 4番 坂悟君。

4番 議長より発言の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

「地震対策」ライフライン確保について。

近年起きた大地震は、1995年1月の阪神・淡路大震災、2011年3月東日本大震災、2016年4月熊本地震があります。

2016年4月14日と16日に最大震度7を観測した熊本地震。熊本を中心とした九州地方の災害地で、7県34市町村において最大44万5,857戸が断水し、完全復旧までには1か月以上かかりました。

震災で20万人以上が避難生活を送る中、多くの避難所で水が不足。内閣の報告書によると、避難所での滞在中に不足して困ったもののトップ2は生活用水41.6%、飲料水39.0%だったといます。

安八町においても、安八町地域防災計画の中で第3章17節の給水活動があり、1人1日3リットル目安とされています。地震対策編でも、第11節6で飲料水確保計画策定があり、それなりの準備はされています。実際に安八町では2018年4月26日に4,874世帯の一時断水を経験しており、生活用水確保に長時間を要したと聞いています。

この地方で起きた大地震の濃尾震災から130年が経過しています。そこで、緊急時のライフライン確保の中で特に気になる2件について質問します。

1点目、地震時に起きる液状化現象で上水道が緊急停止した場合、飲料水の公共備蓄の場所と1人当たり約何リットル確保されますか。飲料水配付用のポリ容器など非常備品の数量、配付方法などを教えてください。

また、上水道の復旧までの生活用水はどのように確保し、供給されますか。

2点目、安八町の下水道使用率は85%近くになっております。液状化現象では、下水道利用の停止から修復復旧まで相当日数、長ければ数か月かかると思います。生活排水の処理にはどう対応されますか。特に水洗トイレが使

えない状況になると思います。今後、非常用簡易トイレの各家庭への普及促進が必要と感じますが、いかがですか。

以上、防災担当の方より説明を受けたいと思います。以上です。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 坂悟議員の御質問、「地震対策」ライフライン確保について、1点目の御質問にお答えします。

災害時における飲料水は、町内の3小学校、東安中学校、役場庁舎、総合体育館の敷地内に設置してあります緊急用飲料水貯水槽兼防火水槽、いわゆるセーフティタワーで確保しております。内容量といたしましては、1基当たり40トンであります。セーフティタワーとは、災害時や緊急時に安心して飲める水を貯水できる備蓄貯水槽であり、かつ火災時には防火水槽としても利用可能であります。

これら6基の合計で240トン、人口1万5,000人で算出いたしますと、1人当たり16リットルが確保できております。1人当たりの1日の目安が3リットル以上でありますので、5日分以上が確保できていることとなります。そのほかにペットボトルの飲料水が約5,000リットル、さらに新しく建設されました水道事務所の配水池には1,500トンが確保されております。また、20リットルのポリタンクが約400個、また水道事務所には10リットルの給水袋が約4,000袋備蓄しております。これらの容器や各自で持参していただくペットボトル等でもって、それぞれ現地にて給水し、配付することになります。

また、発災4日目以降については、岐阜県及び国からのプッシュ型支援、給水車による支援等を受けることが可能となります。また、西南濃町村会や福井県福井市など県内外の市町村等との災害時応援協定に基づき、飲料水等の物資支援を受けることができます。

以上のような方法により、復旧までの飲料水等の確保を考えておるところでございます。

次に、2点目の御質問にお答えします。

災害時に水洗トイレなどが使用できない場合には、仮設トイレ用テントが54組、また簡易トイレが194個、し尿処理キットが2万3,200回分備蓄されております。しかしながら、避難者数が膨大で、自治体の備蓄分だけでは対応が十分であるとは言えません。そこで、町といたしましては、避難所にマン

ホールトイレを整備するなどの検討を進めておりますが、費用面や整備場所等での課題があり、なかなか事業が進んでおりません。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、密を避けるための分散避難や、自宅の耐震補強を行い、自宅で過ごす在宅避難なども推奨されておるところであります。その際には、各自宅に非常用簡易トイレが必要となってまいります。

議員御指摘のとおり、非常用簡易トイレの各家庭への普及促進が急務であると考えております。今後、防災訓練等における啓発や、そして購入者に対する補助ができるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

また、迅速な対応には事前の計画が不可欠で、備蓄の現状を地域住民と共有するとともに、下水道、廃棄物処理のほか、避難所となる学校を所管する教育委員会などの関係部署との連携が必須であると考えておるところであります。

以上、坂悟議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 総務課長、御回答をありがとうございました。

想定外の災害でしたと後から言い訳しても町民のためには当然なりません。生活用水関係では、町内の井戸とかエコキュート、その辺りの数なども可能な限り事前に調査していただき、いざというときに役立てていただきたいと思っております。

また、各家庭に非常用のライフラインが整うまでの間の防災備品の備えなどの啓蒙活動も引き続きお願いし、常に防災計画を見直して非常時に役立つよう、今後もしっかりとお願いしたいと思っております。

特に回答は要りませんが、以上です。

議長 2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私のほうからは、安全な通学路をするためにということでお願いいたします。

学校の登下校が安全にいくように通学路があります。その通学路の変更に伴って、横断歩道が中央こども園前に新しくできました。朝、子供たちが登校するときは見守り隊の方がお見えになって、さらに旗を持っているため、ほとんどの車が止まっています。しかし、下校時は学年によって時間がばらばらで、子供たちが横断歩道を利用するが、子供に気がついても止まる車は少ないとお聞きしております。

JAFの発表では、2021年は、横断歩道で止まる車は全国平均で3割と聞いております。実際に私も横断歩道に行って立ってみました。止まる車は少なかったです。しかし、私ちょっと手前みそで黄色の旗を作って持っ来て、そのときに黄色の旗を出したときには止まる車が多くありました。また、通学路マップを基に町内の横断歩道を回りましたが、同じような箇所は幾つか見受けられました。

そこで提案でございます。

横断歩道に黄色い横断旗を設置することはできないでしょうか。もう一度町内の通学路を見直し、スクールゾーンを知らせる旗を立てたり、また警察の方にも御協力を願ってもらえないでしょうか。

以上、私からの質問でございます。御回答のほうをよろしく願います。

議長 それでは、学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 渡邊裕光議員の御質問、安全な通学路にするためについてお答えをします。

現在、安八町では交通安全サポーターや見守り隊による登下校の見守りを実施し、児童の登下校における安全対策を実施しております。

しかしながら、現下の自動車運転者の遵法意識は決してよいとは言えず、とりわけ道路交通法第38条第1項には、車両等は横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は横断歩道の直前で一旦停止し、かつその通行を妨げないようにしなければならないと規定されておりますが、同法を守る運転手は割合的に低く、現在大きな社会問題ともなっております。

こうした状況を鑑み、横断者自ら自衛措置を講じる必要があり、その一つの手段として横断旗を活用することは、車両運転者に対する注意喚起として有効的であると考えております。

現在、町内には横断旗が設置されている箇所はございませんが、交通弱者である園児、児童・生徒が利用する通学路等の横断歩道について優先的に設置を考えております。

また、町内の横断歩道付近には蛍光色で目立つ通学路周知のためののぼり旗を設置し、横断者への安全対策等を行っておりますが、今後は形骸化することがないように、旗設置の意図などについて警察とも協力をしながら広報に努めてまいりたいと考えて思います。

以上、渡邊裕光議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 教育課長、どうもありがとうございました。

この間も少しテレビでやっておりましたが、ほかの市町ではゾーン30、またゾーン30プラスというようなことを活用されて交通事故が3割減ったというような自治体もあるというふうにお聞きしております。それをまた参考にされて、子供たちを交通事故から守っていただく、事故のない安八町というのを目指していただきますようどうぞよろしくお願いいたします。これはお願いでございます。よろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

議長 1番 石原英一君。

1番 議長から発言のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

僕からは、町内の小・中学校の洋式トイレ化移行と排便状況の関係性、また排便学習の取組についてお尋ねいたします。

NPO法人の日本トイレ研究所の便秘調査によると、2017年、全国の小・中学生の6人に1人が便秘状態でしたが、2021年には5人に1人と便秘率が高くなっているそうです。いろんな要因が考えられるんですけど、最近の子供さんはストレスが多いというのも1個あるんですけども、その中でやっぱり出てきた大きな要因としては、学校のトイレ環境と排便意識を持たせる排便学習不足を指摘されておられました。

一般家庭の洋式トイレを見てみると大体9割を超えていて、温水洗浄便座普及率でさえも既に8割を超えている状況です。それに比べて公立小・中学校の洋式トイレ化率の全国平均は約57%、岐阜県が約56%で、やっぱり一般

家庭との差が歴然としています。

年ごとの推移から予測すると、今後小・中学校の洋式トイレ化率は高くなりそうですが、その一方で公共施設に和式トイレがまだ残っていること、それから衛生面から便座に触れるのを嫌って、特にコロナ禍以降、洋式を望まない生徒も一定数いるので、和式トイレは残したほうが良いと僕個人は思っています。

そう考えていったときに、安八町を見たとき、安八町は結構洋式化率がよくて、平成29年、大体今から5年ほど前に大規模改築が行われて、町内3小学校の洋式化率、現在平均約80%、2中学校の平均は75%とほかの自治体より進んでいる傾向です。その一方で、和式はどうかというと、小学校か中学校どちらかで和式トイレに触れる機会を持つことができます。結小と登龍中学校は洋式化率100%ですけれども、ほかの小学校とか、あと東安中学校とかで、どちらかでは和式に触れるようにできるので、排便環境としては、僕は恵まれているように見えます。

実際、町内の子供とかに話を聞いてみると、実は僕の子供の頃というのは、排便を学校でするということに対しては嫌悪感がすごくあって、学校で排便をするとそのままニックネームにされてしまう、ずうっと言われちゃうというのでどうしてもしなかったという記憶があって嫌悪感があったんですが、やっぱり今もそういうお子さんが結構いらっしゃるんです。いらっしゃる一方で、男女ともに排便意識が高くて、授業中でも手を挙げて用を足しに行くなど全く気にしないグループも存在しています。

そこで担当課長にお伺いします。

現場の先生方というのは、今現在の安八町の児童・生徒たちの排便環境、排便状況に関してどう感じていらっしゃいますか。

また、食事と運動に関する教育はもちろんですが、排便学習もセットであることが望ましくて、これは防災学習にもつながる話だと思いますが、学校ではどのように取り組んでいらっしゃいますか、お尋ねします。よろしくお願ひいたします。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 石原英一議員の町内の小・中学校のトイレの洋式化移行と排便状況の関係性は、また排便学習の取組はについてお答えをします。

安八町では、トイレの洋式化がいち早く進んでおります。町外から転入してきた教職員が最初に校内を巡回したときには、トイレがとてもきれいであるという驚きの声が上がります。また、子供たちも家庭と変わらずに洋式のトイレがあるため、安心してトイレを使用することができます。

1点目のトイレの洋式化率についてでございますが、安八町ではトイレの洋式化率は小・中ともに75%を超えており、近隣の市町村に比べ高い状況にあります。特に和式トイレに不慣れた低学年の児童にとっては、洋式トイレが整っていることで、いつでも安心して使用することができる状況にあります。

また、安八郡では10年ほど前から、養護教諭を中心として「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」の合い言葉とともに生活習慣づくりに取り組んでおります。年間3回実施している生活健康調査結果から明らかになった便秘状況としましては、毎日及びほぼ毎日トイレで快便できる児童・生徒の割合は70%であり、便秘がちな児童・生徒の割合は30%以下です。この結果から、便秘率は全国調査に比べるとやや低くなっていると言えますが、便秘の児童も少なからずいる状況でございます。

2点目の排便学習についてですが、各学校では養護教諭を中心にして排便学習に取り組んでいます。特に、先ほど紹介しました生活健康チェックを実施した翌月には、その結果とともに、排せつ物の形や色でおなかの状況が判断できることを学習しております。

また、外部講師による出前講座を実施し、腸内環境を整えることが健康の維持・管理にとって必要であることを学んでおります。さらに健康習慣づくりには、家庭との連携が欠かせないため、保健だよりで食生活や生活習慣の改善について、家庭への啓発を図っております。

最後に、災害教育については、災害時の生活で困ることがないように、簡易トイレの組み立て方など自助活動としてできることを学んでおります。今後も自分で自分の命や生活を守るために必要な教育を様々な視点から取り組み、心身ともに健康な児童・生徒の育成に取り組んでいきたいと考えています。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1 番 答弁ありがとうございました。

70%という驚異的な数字を聞いて、これは安八町の排便教育の推進自治体だという自信を持ってPRしたいなと思いました。

排便学習に関して、1つだけちょっと追加で補足させていただきたいんですけど、それは今ちょっと世の中で賛否両論があるトイレ掃除です。今、中国で、5年ほど前からトイレ革命といって、国を挙げてトイレの改革をずっとやっていて、日本トイレ研究所の加藤所長が何度か中国に呼ばれて行って、そこで政府の方とか、あと大学教授とお話をするときに、向こうの方々が大体言うのが、もう今中国は日本よりお金がある、日本より技術もあるという自負を必ずおっしゃるらしいんです。でも、その後でやっぱり日本にかなわないのが1つだけあると。それはトイレの、要はきれいに持続する力、これがないんだと。これをいつも相談されるとおっしゃっています。

これって中国だけの話じゃなくて、欧米でもこれは悩みの一つで、ずうっとこれは多分日本が誇るべき力だと思うんですね。もともと日本人が持っているきれい好きの国民性というのものもあるんですけど、多分恐らく僕はこれにプラスして日本のトイレ掃除の教育というものの力は大きいんじゃないかなと思っています。なので、ぜひともこのトイレ掃除というものを排便学習の中に加えていただくことをお願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 それでは、ここで暫時休憩させていただきますして、再開は11時10分からでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 では再開いたします。

3番 傍嶋邦博君。

3 番 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私からは学校での生理の貧困対策と前回の補正予算、賃料5,272万円について質問いたします。

近年、生理の貧困という言葉をよく耳にするようになりました。経済的な理由などを背景に生理用品を購入できない生理の貧困は大きな社会課題となっています。

学校生活において生徒の抱える生理の貧困問題は、単に経済的な理由のみにとどまりません。生理用品を保健室で配付している場合、毎回もらいに行くことが恥ずかしいとか、男性教師には相談しづらいという問題があります。また、生理用品を学校に持参している生徒の中にも、ポーチに入れてトイレに持っていくとき、まだ生理の来ていない子に「もう生理なの？」と言われると恥ずかしいという声を保護者の方から聞きました。

そこで、この件について2点お聞きいたします。

まず1点目は、今現在安八町の小・中学校において、生理の貧困対策で取り組んでいることがあれば教えてください。

2点目として、海津市や養老町では、今年の議会で小・中学校のトイレに生理用品を配置する議案が可決されています。小・中学校のトイレに生理用品を配置することは、学校生活における生理の貧困対策と生徒のメンタルケアにもなります。そしてまた、小・中学校は災害時の避難場所でもありますので、災害備蓄としての役割も果たしてくれます。このようなメリットを考えると、トイレにトイレトーパーが配置されているように、生理用品が配置されることは必要不可欠なことだと思います。

そこで、安八町の小・中学校のトイレの個室にも生理用品を配置してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

最後に、前回の補正予算で支払われた賃料5,272万円について1点だけお聞きいたします。

町から地権者に未払い賃料が支払われて約3か月が経過しました。いまだ一般会計には戻っていません。5,272万円はいつ一般会計に戻ってくる予定でしょうか、期日を教えてください。

議長 教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋邦博議員の学校での生理の貧困対策についてお答えします。

生理の貧困については、コロナ禍の中で経済的な理由などを背景として生理用品を購入できないことが社会問題の一つとして捉えられるようになり1年ほどとなります。安八町内の各小・中学校では、以前から生理用品が必要になった場合は、保健室で渡すなど個別に対応してきました。ここ1年の社会的な動きを受けて、学校での対応について説明します。

まず1点目の学校での対策についてです。

各校ではどんなことでも困ったことがあれば、生理の貧困に限らずいつでも相談できる仕組みを整えています。急な生理で必要な生理用品がない場合は、メンタルケアも併せてできるので保健室手渡ししています。また、必要な場合に使えるように下着の替えなども準備しております。

2点目のトイレの個室に生理用品を配置することについてです。

必要なときにすぐに生理用品を使うことができるように準備しておくことは、子供たちの安心感につながります。そこで、トイレの個室に生理用品を配置することができるように各校で準備を進め、小学校では高学年トイレに配置しました。中学校でも個室に配置できるように準備を進めております。

今後も児童・生徒の実態を的確に捉え、困り感に添った教育が展開できるようにしたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員からの御質問、前回の補正予算で支払われた賃料5,272万円についてお答えをいたします。

傍嶋議員御質問の5,272万円につきましては、ゴルフ場地権者に対する未払いになっていた賃料及び遅延に伴う損害金でありまして、前回の3月議会において補正予算でお認めをいただきまして、その後3月25日付をもって全地権者の方にお支払いを完了したところでございます。

この賃料及び遅延損害金につきましては、本来ゴルフ場を運営しておりました長良川株式会社が安八町に対して支払うべきものでありますが、現在長良川株式会社につきましては破産手続に入っているところであり、同手続における破産管財人に対して債務の履行を強く求めているところでありまして。

また、同破産手続におきましては、4月26日、岐阜地裁におきまして債権者説明会が開かれておりますが、町に対して解決に向けた具体的な提案はされておられません。今後、10月には2回目の債権者説明会が予定されているところであり、破産管財人との折衝をさらに強力に進め、町にとってプラスになる解決策を見いだすため、鋭意努力してまいり所存でございます。

また、現在あるゴルフ場を有効に活用し、ゴルフ場事業を継続していくことは、長良川株式会社の破産整理と密接に関係してまいります。現在、事業再開に向けて新規事業者と共に全力で取り組んでいるところでございます。

補正予算で支出した金額につきましては、一般会計に戻す予定の期日はいつかという御質問でございますが、今申し上げましたように問題解決に向けてまさしく進行中であることから、いつかという期日は申し上げられない状況でございます。

このゴルフ場の問題につきましては、私に課せられた大きな責任であり、全責任を負う決意であることは変わりません。一日も早く解決するために今後も最大限の努力をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

まず学校での生理の貧困対策についてですが、社会的背景に合わせて早い段階で対策をしていただいていることにまずもって感謝いたします。ありがとうございます。

今年度に入ってすぐ各小学校で取り組まれたと、今月中には中学校の配置もできるというお話を聞いておりますが、教育長着任早々、学校での生理の貧困対策のようなきめ細かな気配りをスピーディーに行えるのも、さすが女性教育長ならではのことかと大変感心しております。今後もぜひとも生徒のためになる改革をどうぞよろしく願いいたします。

生理用品の利用頻度がどのくらいなのか、まだ始まって間もないため、まだ全体の調査はお済みではないかなあとは思いますが、そこで町長にお願いがあります。せっかく始めた取組ですので、予算がないからと尻切れトンぼで終わってしまうようなことのないようにしっかりとその分予算を見ていただいて、生徒が困ることのないようお願いいたします。この件についての再質問はありません。

次に、前回の補正予算の5,272万円についてですが、管財人が入って期日が読みづらいということは分かりました。ですが、今の答弁だと到底納得できないんです。支払われた5,272万円は公金ですよ、公金。かなりの高額です。安八町の一般会計は、無期限無利子でお金を貸してくれるところですか。そうじゃないですね。この議案を通した我々議員には、公金の5,272万円

がちゃんと全額戻ってくるまで追求しなければならない責任があります。くどいようですが、もう既に約3か月が経過しています。

あのですね、町長、今回の補正予算が通ったのは、欠損が出たときには町長が全責任を取るとおっしゃられたから議案が通ったんです。議案が通ったら、責任はまだ話せないとか、期日は分かりません。どれだけ町長のおっしゃっていることがおかしいかよく考えてみてください。ちゃんとしてください、町長。お願いします。

もう一度お聞きします。一般会計に5,272万円が戻ってくる日はいつですか。期日がはっきり分からないのであれば、せめていつくらいになりますよというめどでもよいので、教えていただけるとありがたいです。

あと、とても不安で仕方ないんですけど、5,272万円、本当に全額戻ってくるんでしょうか。あと、この3か月間、5,272万円の請求をどこに何度したのか教えてください。

めどでもいいので期日と、あと全額本当に戻ってくるのかと、今までの請求方法、よろしくお願いします、3点。

議 長 堀正君。

町 長 傍嶋議員の再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

3月議会でも申し上げましたとおり、私はこの問題につきましては全責任を負う覚悟でございます。その思いで今進めているところでございます。ただ、今破産管財人を中心として裁判所のほうでいろいろな作業を進めておられます。債権者集会等も開催をされました。その中で債権額の確定とか、債務額の確定とか、そういったものが今後なされてくると思いますが、今現在その中でいろんなものが見えてくると思いますが、残念ながらいつかというのは今の段階ではそんな無責任なことは言えないと思っております。

いずれにいたしましても、全責任を負うということは今も同じ気持ちでございます。今までどこにどういったことをされてきたのかということは、これにつきましては控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 町長、お言葉ですが、先ほどの答えでは5,272万円を本気で回収しようと

しているようにはちょっと感じられません。

先ほども申しましたが、我々議員には公金の5,272万円がちゃんと全額戻ってくるまで追求しなければならない責任があります。この件については、全額回収が完結するまで毎回でも質問いたします。一日でも早く全額回収をしていただくことをお願いいたしまして私からの質問を終わります。回答は要りません。以上。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に、議会改革特別委員会が開催しましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君。

4 番 議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年6月6日月曜日、午前11時10分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和4年度議会報告会については、当町の新型コロナウイルス感染者数がいまだ高止まりで推移している状況を鑑み、令和4年度の開催は中止としました。

議会の動画配信については、他の町が配信しているユーチューブ画像や試験的に撮影した当町の3月議会の一般質問の画像を視聴した後、委員全員で協議した結果、動画配信をする方向で継続審議となりました。

少数意見留保の有無、ありませんでした。

その他の事項なしということで報告に代えさせていただきます。以上です。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 渡邊裕光君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

日時、令和4年6月8日水曜日、午後1時30分から。

出席者は委員全員、関係執行部は全員でございます。

付託事件及び審査の結果、議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を審査いたしました結果、当委員会の関係分を全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察を放課後児童クラブ名森教室屋外トイレ、今回補正予算で計上されている登龍中学校のテニスコートの芝の状態を視察してまいりました。

以上で、民生文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

8 番 総務産建常任委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和4年6月9日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件並びに審査の結果は、議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）を審査いたしました結果、当委員会の関係分を全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、委員会の現地視察でございます。むすぶテラス、中央こども園周辺の道路整備状況、そして中地区の堅割寺家線道路改良工事の箇所を視察いたしました。以上でございます。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

議長 日程第5、議第37号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

議長 日程第6、報第2号 令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第2号につきまして御説明させていただきます。

報第2号 令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和4年6月16日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

総括事項でございますが、安八町第五次総合計画の基本理念を踏まえ、公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。4議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

決算につきましては、5月16日の監事会におきまして、渡邊明博監事、山中美恵子監事の御両名より監査を行っていただき、また6月6日には公社理事会におきまして承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益25万2,500円。

2の事業原価、同じく25万2,500円でございます。事業総損失はゼロ円でございます。また、附帯等事業につきましては、公社所有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、消耗品費で2万4,960円、事業損失は同額の2万4,960円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また雑収益は町からの公社運営補助金等でございます。事業外収益の合計は501万1,208円となっております。

5の事業外費用、支払利息は145万1,845円、特定土地と完成土地等に係ります借入金の利息でございます。差引きしまして、経常利益353万4,403円となっております。当期純利益は353万4,403円となり、前期繰越欠損金4億4,900万7,624円、欠損金合計は4億4,547万3,221円となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産合計でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3の長期未収金でございますが、合わせまして資産合計7億4,381万6,779円でございます。

続きまして、負債の関係でございますが、流動負債、未払金、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は11億8,429万円となっております。

続きまして、資本の関係でございます。

1の資本金といたしまして500万円、2は欠損金でございますが、4億4,547万3,221円でございます。資本合計としましてはマイナスの4億4,047万3,221円となっております。負債資本合計としましては7億4,381万6,779円でございます。

5ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを表すものでございます。

1の事業活動によるものでは、支払利息などで合わせまして567万7,828円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係でマイナスの600万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は

1,288万5,629円となっております。

6ページの財産目録につきましては、先ほどの4ページ、貸借対照表と同じでございます。省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純利益、合わせまして4億4,547万3,221円、こちらを全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細、また次ページからは期末繰越明細のほうを添付させていただいております。

以上、令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 令和3年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第2回安八町議会定例会を閉会します。

(閉会時間 午前11時39分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月16日

議 長 大 平 文 雄

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟